

障害者差別解消法(改正法)対応表(法→条例)

障害者差別解消法(改正後)		山梨障害者幸住条例(現行)	
第8条(事業者における障害を理由とする差別の禁止)		第31条(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)	
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。	※一部改正 事業者の行う合理的配慮の規定。「努力義務」が「義務」となった。	2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。	
第14条(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)		第33条(障害者差別地域相談員)	
国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。	※一部改正 「人材の育成・確保のための措置」が追加された。	知事は、次に掲げる者に、前条第二項各号に掲げる措置に係る業務(第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項において「特定相談業務」という。)の全部又は一部を委託することができる。 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第二項に規定する知的障害者相談員 三 前二号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を有する者であつて知事が適當と認めるもの	2 前項の規定により委託を受けた者は、障害者差別地域相談員と称する。 3 障害者差別地域相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。 4 障害者差別地域相談員又は障害者差別地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
第16条(情報の収集、整理及び提供)			
2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。	※追加	(条文なし)	